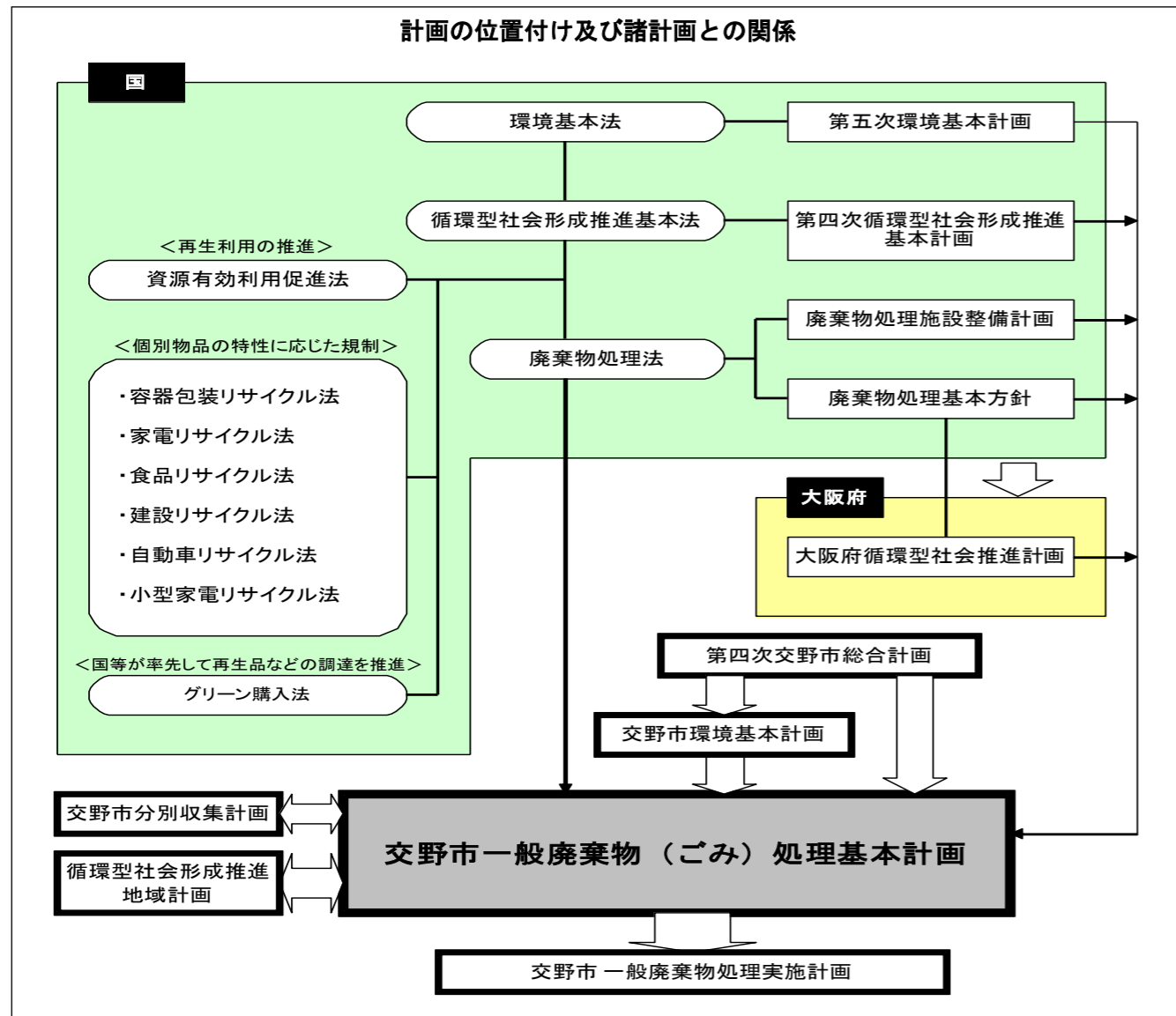


交野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画概要版

1 計画策定の基本的事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条第1項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を策定することとされており、本市でも、平成20年3月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、4R（リフューズ：断る、リデュース：減らす、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）の推進に取り組んできました。

また、本市と四條畷市で構成する四條畷市交野市清掃施設組合では、本市の私市地区に熱回収施設・リサイクル施設を備えた新しい処理施設を建設・運転開始し、本市では平成29年10月からごみの排出区分の変更と粗大ごみの一部有料化を開始しました。本計画はこのような状況の変化や、さらなる4Rの推進、近年の法整備や循環型社会形成に向けた各種計画などに対応するため、策定を行うものです。

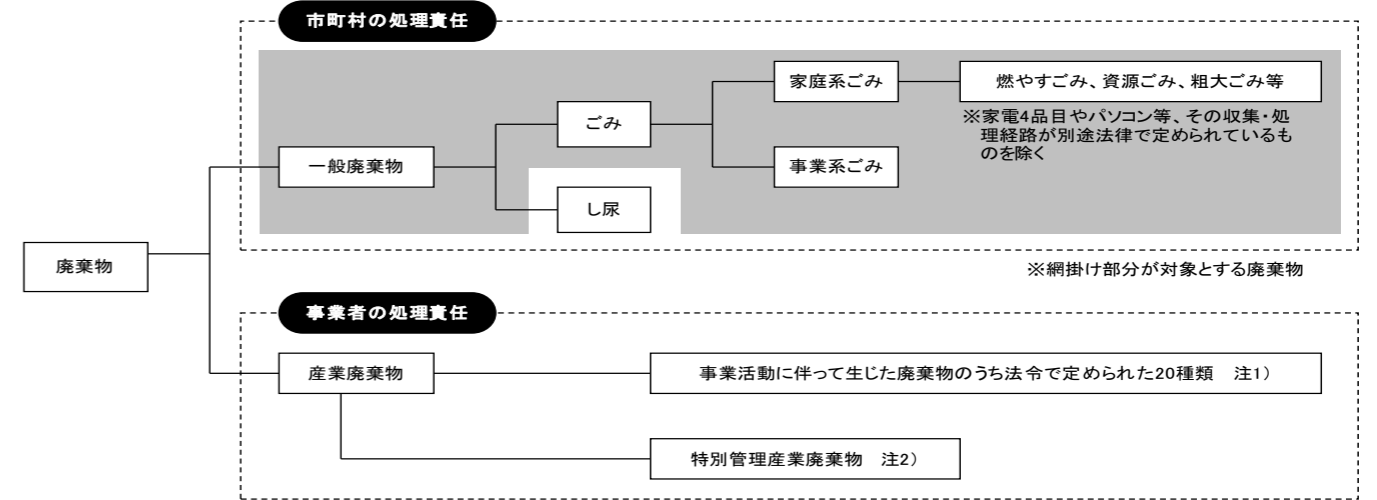


(1) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とし、5年後の令和6年度を中間目標年度とします。なお、概ね5年ごとに見直しを行うこととしますが、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には必要に応じて見直しを行うものとします。

(2) 計画の範囲

本計画の対象区域は、本市行政区域全域とし、対象とする廃棄物は、本市で発生する一般廃棄物（ごみ）とします。



注1) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。
注2) 特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。

資料：環境省資料に一部加筆

2 ごみ処理の現状及び課題

(1) 家庭系ごみに関する課題

- 燃やすごみの組成調査の結果、水分の多い調理くずが31.7%もあったことからこの水分を減らす必要があります。
- アンケート調査の結果、食品ロスに関して「知っているが対策をしていない」が半数を超えており、また、上記組成調査でも手つかず食品や食べ残しがあり、食材を無駄にしない意識を啓発する必要があります。
- アンケート調査の結果、リフューズ・リデュースにかかる意識において、前回と大きな変化が見られなかったことから、こうした発生抑制等の意識を啓発する必要があります。
- 粗大ごみの一部有料化の点検・評価・見直しを含め、今後のごみの発生抑制と一定の受益者負担について検討する必要があります。
- 燃やすごみの組成調査の結果、資源化可能なものが17.2%あったことから、さらなる分別排出の推進に取り組む必要があります。

(2) 事業系ごみに関する課題

- 事業系ごみの適切な資源化等、さらなるごみの減量化の推進に取り組む必要があります。
- 市内のスーパーや飲食店、企業等へ、食品ロスの啓発を実施していく必要があります。

(3) 収集・運搬に関する課題

収集体制については、14台の車両で、職員と非正規職員による3名乗車の収集業務を実施しています。また、平成30年度事務事業概要実績報告書によると、燃やすごみは、交野市域の89.5%を直営収集、10.5%を民間委託により収集を行っています。「ごみ収集業務調査検討委員会」で調査検討した民間活力の導入にあたっては、収集現場での課題や問題点等、現体制の見直しも含め、今後の市民生活に影響なく収集運搬を行うことができる体制を整えるため、同委員会での方向性を踏まえ、課題や問題点等の解決に向けて準備を進める必要があります。

また、アンケート調査結果において、「資源ごみの収集回数が少ない」、「粗大ごみの収集に対する不満」等の意見が出ていることから、収集方法等については、今後も検討していく必要があります。

(4) 情報提供、啓発活動に関する課題

アンケート調査の結果、まごころダイレクト収集や在宅医療廃棄物収集などの認知については10%前後であったことから、こうした細かなサービスの周知方法等について検討していく必要があります。

3 減量化目標と取り組み施策

(1) 減量化目標

基準年度：平成30年度 → **目標年度：令和11年度**

- 資源ごみを除く家庭系ごみ排出量 (g/人・日)：100g (22%) 削減
- 事業系ごみ排出量 (t/年)：5%削減
- 再生利用率：20%

項目\年度	実績	令和6年度 (中間目標年度)			令和11年度 (最終目標年度)		
		平成30年度	現状推移	削減目標	目標達成時の増減率	現状推移	削減目標
家庭系ごみ (t/年)	15,892	14,815	14,492	【▲8.8%】	13,691	13,061	【▲17.8%】
家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	448.1	436.0	397.4	【▲11.3%】	423.1	348.1	【▲22.3%】
事業系ごみ (t/年)	3,869	3,766	3,774	【▲2.4%】	3,727	3,675	【▲5.0%】
ごみ排出量 (t/年)	18,597	17,828	17,119	【▲8.0%】	16,914	15,575	【▲16.3%】
焼却処理量 (t/年)	16,629	16,058	15,000	【▲9.8%】	15,413	13,333	【▲19.8%】
再生利用率 (%)	15.8%	13.6%	17.9%	【2.0%】	11.5%	20.3%	【4.5%】
最終処分量 (t/年)	1,748	1,688	1,577	【▲9.8%】	1,620	1,402	【▲19.8%】

※ 家庭系ごみ排出量の原単位は燃やすごみと粗大ごみの排出量
再生利用率：(資源化量+集団回収量)÷ごみ発生量×100
【 】平成30年度実績値からの増減率

(2) 基本理念、基本方針、減量化目標達成に向けた取り組み

基本理念	基本方針	減量化目標達成に向けた取り組み	
市民・事業者・行政が4Rに取り組みみんなでつくる循環型都市かたの	家庭のごみの減量化・資源化のための4R推進	レジ袋等の減量化	○マイバッグ、マイボトルの推奨
		不用品及び再生品の使用促進	○不用品の活用 ○再生品の活用
		資源ごみ回収の推進	○分別排出の徹底 ○拠点回収の促進 ○資源ごみの集団回収実施団体の育成と支援
		生ごみ、食品ロスの減量化	○調理くずを減らす ○食品ロスの削減 ○水切りの徹底
		4R推進のための検討	○ごみ処理手数料の検討 ○再生利用可能なごみの分別 ○先進事例の調査
	事業者のごみの減量化・資源化のための4R推進	減量化に向けた適正排出等の推進	○排出事業者への指導 ○許可業者への指導 ○処理費用負担適正化の検討 ○本市が取り組むごみ減量化の推進
		生ごみ、食品ロスとストローや白色トレイなどの減量化	○食品ロスの削減 ○ストローや白色トレイなどの削減
		4R推進のための取り組み	○ごみになるものを減らす ○分別排出の徹底
	4R推進のための情報発信や環境教育の推進	普及啓発の推進	○多様な媒体や場面を活用した情報提供 ○環境事業所フリーマーケットなどのイベントでの啓発活動 ○ごみ出しマニュアルの作成・全戸配布
		環境教育の推進	○生涯学習の場での環境学習の充実 ○ごみ処理施設等の施設見学会の実施 ○学校教育の場での環境教育の充実
安全で安定的なごみの適正処理の維持と環境保全	不法投棄等の対策	○不法投棄のパトロール強化 ○地域住民等との協働による不法投棄防止活動 ○海洋プラスチック対策	
	災害廃棄物対策	○災害廃棄物処理計画の策定 ○周辺自治体との協定 ○民間事業者との災害時の収集運搬の協定	

(3) ごみの適正処理計画

収集・運搬計画	<p>「ごみ収集業務のあり方」について、ごみ収集業務調査検討委員会での内容を踏まえ、安定的な業務遂行を確保し、より一層効率的・効果的な運営を図るため、収集コースの見直しや退職者数の推移、直営と民間委託のバランスを考慮し、民間活力の導入について検討を進め、市民サービスの低下がないよう適切な業者管理を行います。</p> <p>また、超高齢化や人口減少などによる新たな市民ニーズも予測され、このような社会変化にも柔軟に対応できる市民に寄り添ったごみ減量施策の推進を図り、市民サービスの拡充等を検討します。</p> <p>効率的かつ安全・安定的な収集業務を行うためには、実際の収集作業や現地確認等による蓄積された知識や経験による効率性の高い収集コースの作成が必要となります。このような日々の収集業務における知識と経験(技術)を活かした業者指導の実施、また災害時等の有る場合、初動での対応や効率的な収集、また他市等への応援要請の際にも適切な指示と対応が必要となるため、一定の直営収集業務が果たすべき役割について検討を進めます。</p>
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集・運搬体制の整備 ○ 違反ごみへのシール貼付、取り置き継続 ○ ごみステーションの適正管理 ○ 環境負荷の少ない収集・運搬の推進 ○ まごころダイレクト収集の継続 ○ 在宅医療廃棄物収集の継続 ○ 事業系ごみ適正排出の管理 ○ 資源ごみの収集サービスの向上と抜き取りの監視
中間処理計画	<p>収集されたごみについては、中間処理施設で環境保全に配慮した適切な処理を行うとともに、マテリアルリサイクルやサーマルリサイクルによる資源やエネルギーとしての再生利用を推進する。</p>
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ マテリアルリサイクルの推進 ○ サーマルリサイクルの推進 ○ 中間処理施設の安定稼働と長寿命化への取り組み ○ リサイクルシステムの安定化
最終処分計画	<p>四交クリーンセンターから発生する焼却灰及び処理灰については、大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)等の最終処分場で埋立処分を行い、四交クリーンセンターでの処理が困難な廃棄物についても引き続き、適正な埋立処分場を保有する事業者及び自治体の協力確保に努め、適正な最終処分に取り組む。</p>
主な取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最終処分場の確保 ○ 最終処分量の削減

(4) 計画の推進

- 計画を実現可能なものとするために、行政組織体制の構築は必要に応じて柔軟に対応します。
- 中間処理を行っている各組合との連携・協力を、他の組合構成市とともに積極的かつ計画的に取り組みます。
- 施策の実施状況や目標値の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることにより、効果的に施策を推進し、減量化目標の達成を目指します。

